

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する立法措置について（基本方針案）」に関する弁護士コメント

- 1 与党旧優生保護法に関するワーキングチーム（以下「与党ワーキングチーム」という。）と優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟（以下「議連」という。）は、2018年12月10日、それぞれが検討してきた優生保護法に基づく被害者の被害回復に向けた検討結果を一本化した「基本方針案」を発表し、来年の通常国会へ法案を提出する方針を発表した。

被害者の被害を回復する法律の制定は、本来であれば1996年の母体保護法への改正時に検討されるべきことであり、遅きに失するものではあるが、裁判などによって優生保護法による重大な人権侵害事実が表面化したことをきっかけに、与党ワーキングチーム及び議連が結成され、それぞれに被害回復に向けた検討が重ねられたこと、当弁護士団や障害者団体等の意見を踏まえて意見を一本化したことなど、被害回復法案の制定に向けて前進していることには敬意を表するものである。

しかしながら、今般まとめられた基本方針案については、重要な部分において、弁護士団がこれまで表明してきた意見が反映されていない部分もあり、不十分な点もある。

- 2 まず、基本方針案には被害者への「反省とおわび」が盛り込まれているが、その主体が「我々」では、「国」が立法、行政の誤りを謝罪したことにならず、不十分といわざるをえない。

基本方針案は、優生保護法が国会の全会一致で成立し、被害が長らく見過ごされたことを踏まえ、国民全体による謝罪と位置付けているようであるが、国が違憲な法律を制定し、その法律に基づき、施策として重大な人権侵害を行ってきたことに鑑みれば、主体は「国」となるべきである。

重大な人権侵害を行ってきた国としての責任を明確にすることは、優生思想を正当化した法律によって名誉及び尊厳が著しく損なわれたという点でも甚大な被害を受けている被害者にとって、謝罪の前提条件であり、被害回復の基礎となるものである。国は、法律によって、憲法に違反する著しい人権侵害が行われたことを認めただけで、真摯な謝罪をするべきである。

- 3 補償対象者を優生手術等による被害者本人及び請求した後の一定の遺族に限るとした点については、配偶者、法施行前に被害者（手術を受けた者）が死亡している遺族や人工妊娠中絶に基づく被害者も含めて検討すべきである。

- 4 また、被害認定は、認定審査会の審査の上、厚生労働大臣によることであるが、被害者は、長年、厚生労働省に被害の訴えを無視し続けられており、厳しい不信感を有している。

2018年12月4日付議連宛要望書に記載した組織、構成等を参考に、被害者にさらなる被害を生じさせたり、大きな負担を負わせることのないよう検討をすべきである。

- 5 次に、基本方針案が、被害者の速やかな救済のため、被害者が居住する都道府県に申請することとし、弁護士の相談支援体制も含む周知等の配慮を行うこととした点、法律に国及び自治体が必要な調査及び個別の被害者への通知を行うための権限規定を新たに設けることとした点については、評価できる。

これまでも再三指摘したとおり、被害者は、自ら意思表示することが困難な者も少なくないことから、手術記録の確認や救済策の周知、広報などだけでは不十分であり、漏れなく全ての被害者の被害回復を実効的に進めるためには、周知措置のみならず、国及び自治体の責任において全ての被害者の現況調査を行うことが必要である。

そして、被害者が優生手術に関する記録開示請求や補償請求を心理的抵抗感なく行えるような仕組みを作り、一人でも多くの被害者に、国の謝罪と補償が届く方策について、今後も検討を重ねるべきである。

- 6 真相究明等のための検証委員会を設置することが基本方針案に明記されないことは遺憾である。

国が積極的に、優生思想を打破・根絶するための継続的な啓発活動や障害のある人に対する差別をなくすための施策を推進することは、我が国が批准している障害者権利条約上の義務でもあり、真の意味の被害回復の観点からも必要不可欠である。

- 7 優生手術等による被害者は、重大な人権侵害を受けながら長年放置され続けたのであるから、早急に、被害回復に向けた法律制定がなされるべきことは当然である。

しかし、上記のとおり、現在検討されている基本方針案は、被害者の真の被害回復のためには重要な点において不十分であるといわざるを得ず、当弁護団は、国としての責任を自覚した、さらなる検討がなされることを期待する。

以上

2018年12月11日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新里宏二

同 西村武彦